

現 場 説 明 書

1. 委託名称：西都中学校 新校舎建設事業 地質・土質調査業務委託

2. 質疑応答：本業務に関する質疑がある場合は、以下の期日までに担当者へ電子メール（様式任意）にてご連絡ください。なお、質疑がない場合の連絡は不要です。

提出期限：令和8年6月24日（水） 正午（午前12時）まで

担当者：建築住宅課 後藤

連絡先等：TEL：0983-32-1014

FAX：0983-43-4865

電子メール：gotou@city.saito.lg.jp

3. 調査現場の安全確保について

- ・調査車両の通行経路および現場内の清掃、災害防止、交通安全等の確保に万全を期してください。
- ・現場内および周辺におけるトラブルに関しては、安全衛生管理体制の責任者である現場代理人等の責任において解決を図るよう努めてください。
- ・本業務は学校施設敷地内での調査となるため、児童・生徒および教職員、来校者の安全には十分配慮してください。

※上記内容については、下請負業者等に対しても周知徹底を図ってください。

4. 電気・水道の利用について

- ・学校敷地内の既存設備が利用可能です。
- ・詳細な利用方法については、着手前に監督員と協議してください。

5. 調査に関する概要および条件等

- ・「西都中学校新校舎建設事業実施設計業務委託（別途発注）」の受注業者決定後、構造設計担当者と協議のうえ、最終的な調査位置、調査箇所、および土質試験内容を決定するものとする。なお、当初の設計内容は不確定要素を考慮し、安全側（上限値）にて計上しており、実施工時の確定実績に基づき清算（変更）するものとする。
- ・想定調査位置は学校のテニスコート周辺としているが、利用状況や現地状況に応じて位置を再検討する必要がある。なお、テニスコートの利用を極力妨げないように配慮すること。
- ・別途発注である実施設計業務の契約予定時期は、8月上旬を予定している。
- ・本業務の履行期間は、契約日から令和9年1月29日までとする。
- ・学校敷地内はすべて禁煙（敷地内全面禁煙）とする。
- ・本業務は、防衛省補助事業を活用している。

6. 提出書類について

- ・関係書類は、監督員と協議のうえ、遅滞なく提出してください。

7. その他特記事項について

- ・下請負契約等の締結にあたっては、関係法令および下請負契約等に関する特記事項を厳守してください。

下請負契約等に関する特記事項

1. 工事の一部を第三者に請け負わせる場合には、市内業者に優先的に発注すること。ただし、やむを得ず市外業者と下請負契約する場合は、締結前に担当課と協議し一部下請負通知書にその理由を添付すること。
なお、市内業者とは、西都市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有し、営業活動を行っている建設業者をいう。
2. 前払金の支払を受けたときは、下請負者に対しても資材購入費、労務費その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として現金払いすること。
3. 元請負者が部分払（出来形払）又は竣工払（完成払）の支払を受けたときは、当該工事を施工した下請負者に対しても速やかに相応の支払を行うこと。（手形払の場合、手形期間はできる限り短い期間とすること。）
4. 建設資材等は積極的に市内の業者（代理店含む）から購入するとともに、その支払を速やかに行うこと。

（以下、令和2年10月に追加事項）

5. 下請負契約を行う場合には、工事の種別ごとに材料費、労務費、その他の経費の内訳を明らかにした見積書の交付を受け、適切な価格で契約するとともに、労働者へ適正な賃金が支払われるよう下請け業者へ周知すること。